

パートナーシップ排雪制度



ご利用にあたっての

お願い

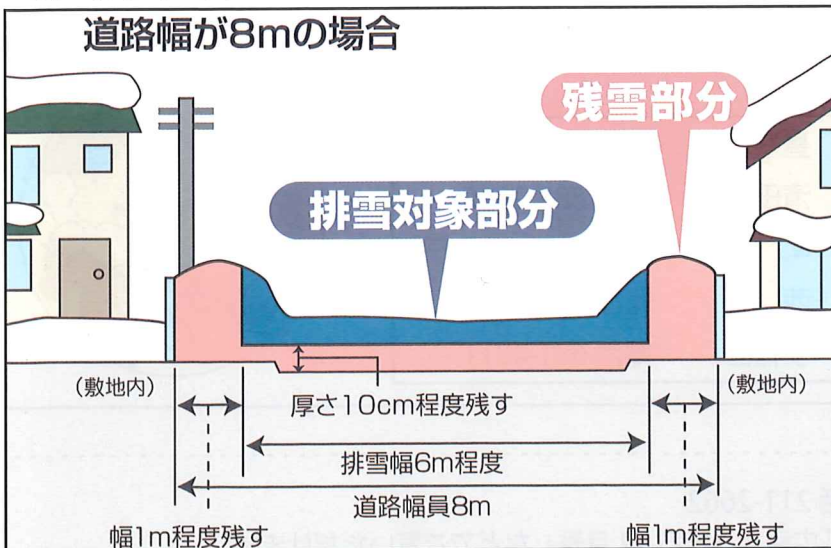


札幌市

敷地内の雪を道路に出すことはやめてください

「パートナーシップ排雪制度」は、下図のとおり道路上の定められた部分の雪を運び出すものであり、下図の残雪部分及び敷地の雪は対象としておりません。排雪作業前に敷地内（駐車場や屋根など）から道路に雪が出されると、運ぶ雪の量が増え、作業の効率を低下させることとなり、区域全体に作業が遅れるなどの影響を及ぼします。

排雪対象部分



※気象条件や路上駐車などの状況によっては、残す厚さや排雪幅が変わることがあります。

- 排雪対象部分以外の雪は、運びません。



- 排雪する幅は、道路の幅に応じて設定します。

道路幅員	4m以上 8m未満	8m以上
排雪幅	機械作業で 実施可能な排雪幅 (最大6m程度)	6m程度

- 排雪予定日は、排雪作業全体の工程等を考慮した上で、札幌市が決定します。

～冬の生活環境を向上するためには～

地域の皆様の協力が欠かせません

冬期市民生活ルール例

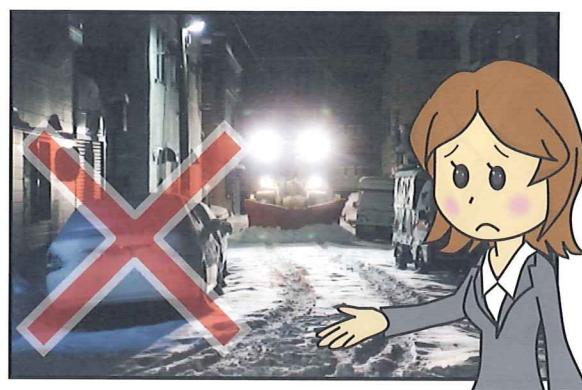
■敷地内から道路へ雪出しをしない

敷地内から道路への雪出しは排雪量の増加に繋がるほか、デコボコになり通行の支障となります。



■路上駐車をしない

路上駐車は、除雪車が通れなくなるなど、作業の大きな支障となります。



パートナーシップ排雪作業について

■作業期間について

気象状況によっては、作業開始時期を早めたり終了時期も延びる場合があります。

■作業時間帯について

作業の進捗状況によっては、時間帯を夜間に延長する場合があります。

住民皆様のご理解とご協力をお願いいたします

パートナーシップ排雪制度に関するお問い合わせは、お住まいの区土木センターへ

各区土木部維持管理課（土木センター）

中央区	電話 614-1800	豊平区	電話 851-1681
北区	電話 771-4211	清田区	電話 888-2800
東区	電話 781-3521	南区	電話 581-3811
白石区	電話 864-8125	西区	電話 667-3201
厚別区	電話 897-3800	手稲区	電話 681-4011



建設局土木部雪対策室 事業課 電話 211-2662

雪対策の情報はホームページをはじめ、「広報さっぽろ 12月号」などでご覧いただけます。

「冬の暮らし・除雪」ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/index.html>